

令和 7 年度

蕨市環境状況報告書



蕨市市民生活部安全安心課生活環境係

はじめに

首都圏の近郊都市として着実に発展してきた蕨市は、昭和34年の市制施行以来、今年で67年になります。

この間、豊かな市民生活を築くために、必要な教育環境の整備や福祉施設の充実など、都市基盤整備にいち早く取り組んで、成熟したまちになりました。

このような状況の中、快適な生活環境を保全し、そして創出していくことが私たちに課せられた大きな使命の一つであることは言うまでもありません。

蕨市では、“みんなで未来へつなぐ 快適で持続可能なまち わらび ～日本一のエコシティわらびへ～”を望ましい環境像として掲げた、第3次環境基本計画を令和5年3月に策定し、新たなまちづくりを進めています。

この蕨市環境状況報告書は、安全安心課生活環境係の事業内容を中心に取りまとめたものです。市民の皆様が環境に対する理解を深めていただければ幸いです。

令和8年6月

蕨市市民生活部安全安心課生活環境係

目 次

1	市の概要	1
	(1) 位置と沿革	1
	(2) 世帯数と人口の推移	1
2	環境への取り組み	2
3	事業内容	6
	(1) 予防	6
	(2) 環境衛生	6
	(3) 環境対策	6
	(4) 清掃総務	8
	(5) 美化推進	8
	(6) 塵芥収集	9
	(7) し尿	1 0
	(8) その他	1 0
4	令和7年度事業統計	1 1
	(1) 予防	1 1
	(2) 環境衛生	1 1
	(3) 環境対策	1 2
	(4) 清掃総務	1 8
	(5) 美化推進	1 9
	(6) 塵芥収集	1 9
	(7) し尿	2 1
	(8) その他	2 1
5	生活環境事業関係	2 2
	蕨市環境基本計画について	2 2
6	資料	2 5
	(1) 蕨戸田衛生センターについて	2 5
	(2) 生活環境の法律・条例等	3 1
7	生活環境関係の啓発資料	3 4

1 市の概要

(1) 位置と沿革

蕨市は埼玉県南部に位置し、北西をさいたま市、北と東を川口市、南と西を戸田市に接し、都心から20km圏内の住宅都市として発展してきました。江戸時代の末期には、中山道の第二駅として街道でも5指に入る賑わいを見せた蕨宿と、双子織といわれている綿織物業が盛んであった塚越村と明治22年に合併してできた都市です。昭和34年4月1日に全国で547番目、埼玉県では23番目の市として誕生しました。

蕨市一帯は、北側の大宮台地と南側の荒川低地の境界付近に位置する海拔4～6mの沖積低地で東西およそ4.0km、南北およそ1.7km、面積は5.11km²で、日本一面積が小さい市ですが、7万7千人を超える市民が居住し、人口密度は日本一高い市になっています。

また、令和7年度における平均気温は17.8℃、平均湿度は64.6%、年間降水量は約964.0mmであり、比較的温かな過ごしやすいところです。

(2) 世帯数と人口の推移（4月1日現在）

(単位：世帯、人、人／km²)

	世 帯 数	人 口	男	女	人 口 密 度
昭和40年	18,986	65,489	33,089	32,400	12,866
昭和45年	25,839	76,264	38,877	37,387	14,983
昭和50年	27,676	75,019	38,551	36,468	14,738
昭和55年	25,959	69,651	35,656	33,995	13,683
昭和60年	26,076	69,022	35,108	33,914	13,560
平成 2年	28,779	71,773	36,710	35,063	14,073
平成 7年	29,544	70,290	35,921	34,369	13,782
平成12年	32,013	71,172	36,469	34,703	13,955
平成17年	33,265	70,579	36,068	34,511	13,839
平成22年	35,775	71,979	36,800	35,179	14,114
平成27年	36,225	72,474	36,828	35,646	14,183
令和 2年	39,747	75,654	38,322	37,332	14,805
令和 5年	40,474	75,195	38,081	37,114	14,715
令和 6年	41,354	75,907	38,481	37,426	14,855
令和 7年	42,037	76,357	38,808	37,549	14,943
令和 8年	43,337	77,515	39,515	37,999	15,169

※国土地理院の面積測定方法が変わり蕨市の面積が平成27年3月6日より5.11km²になった為、平成26年までは5.1km²、平成27年以降は5.11km²で計算。

2 環境への取り組み

年 度	内 容 (蕨市衛生センター組合関連事業を含む)
昭和26年	ゴミ収集開始
昭和34年 6月	蕨市塵芥し尿処理組合設立
昭和39年 7月	可燃物(週2回)収集開始 *現在に至る
9月	蕨市塵芥し尿処理組合 塵芥焼却施設及びし尿処理施設完成 (総工事費 約2億4,500万円)
昭和40年12月	蕨市塵芥し尿処理組合から蕨市衛生センター組合に名前の変更
昭和45年 4月	あき地の環境保全に関する条例施行(平成10年7月廃止)
昭和48年 4月	不燃物(週1回)収集開始 *現在に至る
昭和49年 1月	第1回不用品利用展示会開催 *昭和62年まで続く(計17回)
9月	蕨市衛生センター組合 焼却炉運転開始 (建設費6億6,800万円 処理能力1日300t)
昭和50年 3月	東生活学校で空き缶回収運動 後に全市で実施 *昭和58年まで続く
昭和51年 7月	連合婦人会、古紙の回収開始 後に全市4区分日曜日回収 *平成元年まで続く
昭和52年 6月	環境衛生課新庁舎落成
〃	中央生活学校で酒類商組合員の協力により、各商店にドラム缶を置き、 びんの回収運動
昭和54年 4月	小学校4年生社会科副読本発行
昭和58年 5月	缶、びん回収モデル事業として実施(錦町・北町・中央) 南町、中央で、美化清掃運動開始
昭和62年 4月	ゴミ収集、祝日を含め週2日の完全実施開始
7月	缶、びん回収(南町、塚越)で開始 全市で実施
平成 元年10月	古紙回収(週1回)実施 *現在に至る
平成 2年10月	さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動開始 *毎年6月・12月第1日曜日クリーンわらび市民運動として実施 *現在に至る
平成 3年 4月	庁舎紙類再資源化 *現在に至る
平成 4年 4月	塵芥処理施設・新炉完成(総工事費 74億3,042万円)
9月	資源分別場(磁選機設置)錦町
平成 6年 9月	蕨市総合振興計画策定
平成 7年 3月	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行 (廃棄物減量等推進審議会及び推進員の設置等)
平成 8年 4月	固化灰新埋立処分場(福島県小野町) *平成14年3月まで
9月	固化灰新埋立処分場(三重県上野市) *平成13年6月まで
11月	蕨市人と環境にやさしいまちづくり指針策定 ミニ市(蕨・鳩ヶ谷・上福岡・国立・狛江)5市による廃棄物行政交流会
平成 9年 4月	粗大ごみの有料化(1点につき500円の収集券を貼る)
〃	事業系ゴミの収集廃止

時 期	内 容 (蕨市田衛生センター組合関連事業を含む)
平成10年 3月 7月	ごみ処理基本計画 蕨市さわやか環境条例施行
平成12年 4月 " " " " 7月	狂犬病予防事業権限移譲により市に移管 粗大ごみ収集券525円に改定 不燃物残渣新埋立処分場（埼玉県寄居町）＊県施設 リサイクルプラザ建設工事着手
平成13年 4月 " " " "	蕨市環境基本条例施行 家電リサイクル法実施（家電4品収集から外れる） 固化灰新埋立処分場（山形県米沢市）
平成13年 7月 8月 10月 " "	生活環境統計資料作成 ゴミの不法投棄等の情報提供に関する覚書締結（蕨郵便局・武南タクシー協議会） 環境相談エコ100番開設 犬の飼い方・育て方教室開設（年1回）今回は中央地区
平成14年 3月 4月 " " 5月 " " 8月 9月 " " " "	リサイクルプラザ建設工事完成（総工事費 15億2,250万円） リサイクルプラザ稼動 固化灰新埋立処分場（群馬県草津町） 生ごみ処理容器等購入費補助金制度実施 ごみ停留所の愛称名募集 環境アンケート実施（一般、小5・中2年、事業者） ごみと資源の出し方マニュアル作成 リサイクルプラザ本稼動 容器包装リサイクル法に沿った分別収集開始（17品目分別）
平成15年 3月 4月 10月	蕨市環境基本計画策定 月1回不法投棄見回り（5月より月2回で実施） 資源有効利用促進法に基づき、家庭用パソコン粗大ごみ収集から外れる
平成16年 6月 7月 " " " "	雨水貯留施設設置費補助金制度実施 蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 指定業者以外の者の資源物の持ち去りを禁止 ごみ収集委託業者による防犯パトロール実施
平成18年 2月 3月 4月 10月	ごみと資源の出し方マニュアル改訂版（第2版）作成 蕨市環境配慮行動計画策定 不燃物残渣再資源化工場（埼玉県寄居町） 生活環境係事務所移転
平成19年 5月 " " 6月 10月	固化灰新埋立処分場（長野県小諸市） ごみ焼却処理施設延命化対策工事着工（4か年計画） 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例施行 路上喫煙禁止区域を指定（蕨駅周辺で指定喫煙箇所を除いて、終日路上喫煙が禁止）

時 期	内 容 (蕨戸田衛生センター組合関連事業を含む)
平成20年 4月 〃 9月 11月	蕨市環境にやさしい店・事業所認定制度実施 事業系可燃ごみの指定袋を導入（ピンク色袋、蕨・戸田両市共通） 路上喫煙禁止区域を追加指定（中仙道まちづくり協議会区域、蕨市役所周辺） リサイクルフラワーセンター建設工事着工
平成21年 3月 4月	リサイクルフラワーセンター建設工事竣工 家電リサイクル法の指定品目にテレビ（液晶・プラズマ）と衣類乾燥機が追加（粗大ごみ収集から外れる）
平成22年 4月 5月 6月	ごみと資源の出し方マニュアル改訂版（第3版）作成 生ごみ堆肥と花苗交換事業開始 エコキャップと花苗交換事業開始
平成23年 2月 8月	蕨戸田衛生センター粗大ごみ自己搬入停止 ごみの分け方・持ち出し方外国語版作成
平成24年 3月 6月	生ごみ処理容器等購入費補助金制度終了 地球温暖化対策設備等設置費補助制度開始
平成25年 3月	第2次ごみ処理基本計画策定 第2次蕨市環境基本計画策定 蕨戸田衛生センターの余剰電力を特定規模電気事業者に売却開始 容器包装以外のプラスチック（硬質プラスチック）の売却開始 蕨駅西口指定喫煙所を移設
平成26年 4月 6月	粗大ごみ収集券540円に改定 小型家電リサイクル開始（蕨戸田衛生センターにて粗大ごみ、不燃ごみの中からピックアップ後、売却） ごみと資源の出し方マニュアル改訂版（第4版）作成
平成28年 8月	蕨駅東口指定喫煙所を廃止
平成29年 7月	粗大ごみ収集券を小売店で販売開始
平成30年 4月	蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助制度開始
令和 元年 6月 10月	基幹的設備改良工事着工（4か年計画） 粗大ごみ収集券550円に改定
令和 2年 4月 5月	ごみの分け方・持ち出し方ベトナム語版作成 蕨駅西口指定喫煙所を廃止
令和 3年10月	小型二次電池内蔵の小型家電を「もえないごみ」から「消火器・バッテリー」に変更
令和 5年 3月 4月 10月	第3次蕨市環境基本計画策定（R5～R14年度） 地球温暖化対策設備等設置費補助制度を拡充（太陽光を増額、メニュー追加：蓄電池・HEMS（へムス）・EV・V2H、事業者向け補助を追加：太陽光・蓄電池） アライグマ防除委託を開始 ふれあい収集事業を開始 折りたたみ式もやすごみ回収BOXの試験的導入を開始（公衆衛生推進協議会との共同事業）

時 期	内 容 (蕨戸田衛生センター組合関連事業を含む)
令和 6年 4月	折りたたみ式もやすごみ回収BOXの本格的導入を開始（公衆衛生推進協議会との共同事業） プランターファーム in わらび事業開始 （4月：栽培キット募集開始、5月：キット配布、6月：エコキャップと花苗交換事業にて野菜苗についても同時配布（4鉢のうち1鉢を花苗から野菜苗に変更可能とする）、11月：フォトコンテスト開催（商工観光課の園芸品評会と同時開催））
5月	蕨市と片品村との森林整備の実施に関する協定（カーボンオフセット事業）を締結 蕨市ゼロカーボンシティを宣言（5月27日、定例記者会見） 折りたたみ式もやすごみ回収BOXの導入を開始（公衆衛生推進協議会との共同事業）
7月	カーボンオフセット事業の一環として、生涯学習スポーツ課と協働で「夏休み！ワクワク自然体験ツアーin 片品村」を実施（市内小中学生40名参加）
11月	資源回収BOXの実証実験開始、既存の資源回収容器を軽量化（公衆衛生推進協議会との共同事業）
令和 7年 1月	蕨市・戸田市・蕨戸田衛生センター組合・明治グループ・サントリーグループによるペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結
3月	一般廃棄物処理基本計画策定（R7～R16年度）
4月	令和7年度に蕨市公共施設太陽光発電設備等導入調査委託を実施 地球温暖化対策設備等設置費補助制度を拡充（宅配ボックスを追加）
7月	7月13日に発生した蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設火災の影響により、翌14日から16日までの3日間、戸田市とともにごみ収集を臨時休止（古紙類・布類含む） 17日から8年3月までの間、埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制・し尿処理施設県内協力体制などにより他市区（さいたま市・越谷市・和光市・川越市・鳩ヶ谷市・東京都練馬区・同板橋区）へ「もやすごみ」を搬入
9月	地球温暖化対策設備等設置費補助制度を拡充（生ごみ処理機、生ごみ処理容器を追加）
10月	蕨市公式LINEにてごみ分別の案内を開始
11月	蕨市で初めて公用車として電気自動車を購入 （ホンダ「N-VAN e:」生活環境係事務所）
12月	リチウムイオン電池等の回収に袋を使用することとなる。広報紙とともに例示袋を全戸配布 年末年始ごみ収集休止に伴い、ごみ収集が2回お休みになる地域の実証実験をおこなう。31日は水曜日のため、前日の30日火曜日、当該地域の収集が終了次第、錦町・北町地域の「もやすごみ」のみ収集
令和 8年 3月	外国語版ごみの分け方・持ち出し方作成（日英中韓を英越中韓に変更し、フルカラーにて作成。後述のごみ分別の再編も反映）
4月	分別区分変更、日本語版ごみの分け方・持ち出し方作成 「消火器・バッテリー」と「蛍光管等」➡「リチウムイオン電池等・小型家電」 「もえないごみ」のうち、小型家電を「リチウムイオン電池等・小型家電」とする。小型家電以外のものは「もえないごみ」のままとする

3 事業内容

(1) 予防

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
犬の登録及び 狂犬病予防注射	畜犬飼育者	登録（鑑札交付）	随 時
		注射済票交付	随 時
		狂犬病予防注射(集合)	4月（4日間）

(2) 環境衛生

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
害 虫 駆 除	市内住宅	スズメ蜂の巣、アライグマの駆除	年間を通し害虫駆除を行う
やぶ蚊 駆 除	側溝等公有地	ユスリカ等の駆除	消毒剤の散布
啓 発 事 業	小学校4年生	学校用副読本の配布	6月各学校に配布

(3) 環境対策

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
公害分析調査	大気	生活環境係庁舎	常 時
	河川水質調査	緑川、見沼代用水	年2回
	騒音・ベンゼン	国道17号線	年1回
	環境大気中のダイオキシン濃度測定	市内3ヶ所	年2回（夏・冬）
光化学スモッグ 関係情報市内放送	市 民	大気汚染防止法および県の基準に基づき、光化学オキシダントの大気中濃度が一定以上となった場合、防災行政無線で市民に注意を呼びかけ、体調不良の抑止を図る	随 時（春～秋）
公害苦情相談	市 民	公害に関する相談を受け付け	随 時
地球温暖化対策 設備等設置費補助 制度	市 民	太陽光発電システムなど、地球温暖化対策設備を設置する際の補助制度	1年間 先着順受付
カーボンオフセット事業 （森林整備）	群馬県片品村内の森林	令和6年5月20日、片品村役場にて蕨市と片品村との森林整備の実施に関する協定を締結 片品村内にある森林を両自治体が連携して整備を行い、二酸化炭素吸収量の増加を図り、その吸収分を蕨市の二酸化炭素排出量から相殺する事業	年1回
カーボンオフセット事業 （自然体験活動）	市内小中学生	カーボンオフセット事業の一環として、生涯学習スポーツ課と共催で「夏休み！ワクワク自然体験ツアーin片品村」を実施（市内小中学生40名参加）	年1回（7月）

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
蕨市ゼロカーボンシティ宣言	市内全域	令和6年5月27日、定例記者会見において、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を宣言	随 時
エコキャップ・花苗交換事業	市 民	「蕨市エコキャップ運動」の普及とごみ減量化と資源化、公園を核にした花いっぱい運動の推進を目的とした事業。ペットボトルのふた100個と花苗1鉢を交換	年3回
生ごみ堆肥と花苗の交換事業	市 民	生ごみを堆肥化することにより、ごみの減量化とリサイクルへの意識を持ってもらい、堆肥により育成された花苗を育てることで花のあるまちづくり運動を推進する	随 時
プランターファーム in わらび事業	市 民	4月：栽培キット募集開始 5月：キット配布 6月：エコキャップと花苗交換事業にて野菜苗についても同時配布（4鉢のうち1鉢を花苗から野菜苗に変更可能とする） 11月：フォトコンテスト開催（商工観光課の園芸品評会と同時開催）	年1回
特定施設設置等届出受付（騒音・振動）	事業者	騒音規制法及び振動規制法に規定されている騒音や振動を発生させる施設の設置や変更、廃止に関する届け出を受け付け	随 時
特定建設作業実施届出受付（騒音・振動）	事業者（開発業者）	騒音規制法及び振動規制法に規定されている特定建設作業（工事）を行う際に義務付けられている届け出を受け付け	随 時
指定施設設置等届出受付（騒音・振動）	事業者	県生活環境保全条例に規定されている騒音や振動を発生させる施設について設置や変更、廃止に関する届け出を受け付け	随 時
深夜営業騒音指導	事業者	県生活環境保全条例に基づき、深夜営業を行う事業者に規制内容を説明し、近隣環境の迷惑にならないよう指導を行う	随 時
浄化槽設置等届出受付	浄化槽を有する市民	浄化槽法に基づく設置、使用開始、廃止等の届け出を受け付け	随 時
蕨市環境にやさしい店・事業所認定制度	事業者	環境負荷の軽減を積極的に実施している店舗・事業所を認定する制度	常 時

(4) 清掃総務

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
ごみの分け方・持ち出し方(チラシ)	市 民	ごみの分別チラシを全戸配布する	年 1 回 (5 月) (変更点がない場合は配布しない年もある)
ごみと資源の出し方マニュアル	市 民	ごみと資源の流れを解説することで、循環型社会の推進を図る	変更点がある場合に適時
一般廃棄物処理業許可申請受付	廃棄物処理業者	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、届け出の受け付け及び許可証の交付	2年に1回 (偶数年受付)
浄化槽清掃業許可申請受付	浄化槽清掃業者	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例により、届け出の受け付け及び許可証の交付	2年に1回 (偶数年受付)
ふれあい収集	市 民	自らごみステーションへごみを出すことが著しく困難な高齢者世帯等を対象に戸別の訪問収集を実施	(申請受付) 常時 (ごみ回収) もやすごみ週1回 もえないごみ等は月2回
折りたたみ式もやすごみ回収BOXの導入(公衆衛生推進協議会との共同事業)	市内全域	令和5年度に試験的導入事業を実施し、野生動物対策や景観、衛生上の問題に効果が高いと分析をした。町会長連絡協議会、公衆衛生推進協議会があっせん事業を実施の後、現在は本市にてあっせん事業を実施	年数回
資源回収BOXの導入(公衆衛生推進協議会との共同事業)	市内全域	令和6年度に資源回収BOXの実証実験開始、既存の資源回収容器を軽量化	年数回
ごみステーション登録の事前協議	民有地所有者	集合住宅入居者等が持ち出すごみステーションの要件を確認協議	随時

(5) 美化推進

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動	市 民	市内一斉清掃活動	年2回 6月・12月

(6) 塵芥処理

①家庭ごみの収集

4種17分別（平成14年9月から容器包装リサイクルに沿った分別を採用）

種別	分 別		区 分	収集回数	収 集 方 式 ・ 収 集 場 所
も や す ご み				週 2 回	袋収集（白色半透明袋）・クリーンステーション
資 源 物	金 属 類 （スチール缶・アルミ缶・ その他の金属）			週 1 回	カゴ収集（青色）・リサイクルステーション
	生 き び ん			〃	カゴ収集（黄色）・リサイクルステーション
	その他のびん （無色びん・茶色びん・ その他のびん）			〃	カゴ収集（だいたい色）・リサイクルステーション
	古 紙 類	新 聞		〃	ひもで結束・リサイクルステーション
		雑 誌		〃	〃
		段 ボ ー ル		〃	〃
		紙 パ ッ ク		〃	〃
	そ の 他 の 紙 類			〃	ひもで結束か紙袋又は無色透明袋に入れる。 リサイクルステーション
	布 類			〃	袋収集（無色透明袋）・リサイクルステーション
	ペ ッ ト ボ ト ル			〃	カゴ収集（青色）・リサイクルステーション
	プラスチック製容器包装			〃	袋収集（無色透明袋）・リサイクルステーション
	リチウムイオン電池等・小型家電			〃	透明袋に入れてカゴ収集（だいたい色）・リサイクルステーション、蛍光管等
乾電池（コイン型電池含む） ボタン電池			月 1 回	カゴ収集（赤色）・指定場所 ボタン電池は、公共施設等で職員に手渡し	
もえないごみ				週 1 回	カゴ収集（黄色）・リサイクルステーション
粗 大 ご み				申し込み 随 時	申し込み制、有料（1点 550円） 各戸収集

② 収集できないもの

- ・家電リサイクル法対象品（テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷凍・冷蔵庫）
- ・パソコン（モニターも含む）
- ・爆発や火災の危険があるごみ
- ・有害性のあるごみ
- ・破碎処理が困難なごみ
- ・事業活動に伴うごみ
- ・家屋の解体やリフォームなどに伴うごみ
- ・園芸用等の石、土

(7) し尿

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
し尿収集	市 民	委託によるし尿収集	月2回

(8) その他

事業の種類	対 象	内 容	実施時期等
鳥獣保護に関する こと	許可申請者	捕獲等の許可	随 時
感染症に関する こと	市 民	消毒業務	感染症発生時
墓地、埋葬等に 関する事項	許可申請者	許可申請の受理	随 時
化製場に関する こと	死亡獣畜加工事業者 法で定めた動物を一定 以上飼養している事業 者	許可申請の受理	随 時
環境相談 エコ100番	市 民	環境に関する相談	随 時
まちづくり 事前協議	事業者 (開発業者)	ごみ対策や施工時の騒 音振動対策について協 議することで、近隣環境 への悪影響を最小に抑 える	随 時
蔵市飼い主のい ない猫の不妊・ 去勢手術費補助 制度	市 民	飼い主のいない猫の不 妊・去勢手術をされる方 に補助金を交付	予算の範囲内で4月から翌 年2月

4 令和7年度事業統計

(1) 予防

①狂犬病予防

狂犬病予防については、平成12年4月より、県から権限の委譲を受け、市の事業として実施しています。市では、実施率の向上を目指すため、個別通知・広報紙等の啓発事業を実施しています。

内 容		数 量
畜犬登録総数		2,767頭
	うち新規登録 (転入除く)	158頭
注射済票交付数		1,624頭

参考資料（過去5年間の状況）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
畜犬登録総数	2,681	2,718	2,746	2,762	2,767
注射済票交付数	1,748	1,716	1,766	1,763	1,624
注射済票交付率	65.2%	63.1%	64.3%	63.8%	58.7%

(2) 環境衛生

①害虫駆除（スズメ蜂）

人に対し危害の恐れのあるスズメ蜂の巣を駆除するため実施しています。自宅（戸建住宅）所有者又は分譲マンション管理組合から依頼を受けて、駆除をします。営利を目的としている施設（店舗、事業所、アパート、賃貸マンション等）は所有者又は管理者の方が駆除していただくことになります。

巣の場所が分からない場合や駆除ができない位置にある場合には、駆除をお断りすることがあります。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
駆 除 数	35件	23件	24件	22件	17件

②害虫駆除（アライグマ）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）及び埼玉県アライグマ防除実施計画に従い、捕獲した特定外来生物を処分し、生体系被害、生活環境被害の軽減を図る。

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現地調査	—	—	1件	10件	7件
捕獲・処分	—	—	1件	3件	12件
錯誤捕獲の放獣	—	—	0件	2件	0件
わな設置・回収	—	—	2件	15件	19件

※令和5年度より実施

(3) 環境対策

① 公害分析調査

市では、公害のない健康で安心して暮らせるまちづくりをめざし、公害の防止や生活環境保全に向け、環境基準を充分満たすような対策を行っています。その一つとして、市における大気、河川水質、騒音を調査し、現状の把握に努めています。

(ア) 大気汚染調査

内 容	実施場所	実施時期	検査項目	分析結果	備 考
大気調査	生活環境係 (庁舎)	月 1 回	二酸化窒素	(年平均値) 0. 0 1 2ppm	*測定方法 簡易サンプラー 法 環境基準 0. 0 6 ppm 以下
	国道17号線 沿い生活環 境係	年 1 回	ベンゼン	0. 3 μ g/m ³	環境基準 3 μ g/m ³ 以下

(イ) 水質汚濁調査

内 容	実施場所	実施時期	検査項目	分析結果	備 考
河川水質 調 査	緑 川	年 2 回	p H B O D S S D O	(年平均値) 8. 2 0. 9mg/l 4. 5mg/l 1 1. 3mg/l	環境基準は次表参照
	見沼代用水	年 2 回	p H B O D S S D O	(年平均値) 7. 6 1. 9mg/l 7. 5mg/l 8. 6mg/l	

生活環境の保全に関する環境基準 河川（湖沼を除く。）生活環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		pH 水素イオン 濃度	BOD 生物化学的酸素 要求量	SS 浮遊物質	DO 溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L 以上	－

- 備考 1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全。
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの。
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの。
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの。
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用。
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用。
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用。
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの。
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの。
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの。
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

(ウ) ダイオキシン類

内 容	実施場所	実施時期	分析結果 (平均値)	備 考
ダイオキシン環境 大気調査	西 小 学 校	年2回	0. 0 1 3pg - TEQ/m ³	環境基準 0. 6pg - TEQ/m ³ 以内
	市 民 会 館	年2回	0. 0 1 4pg - TEQ/m ³	
	東 小 学 校	年2回	0. 0 1 5pg - TEQ/m ³	

(エ) 騒音調査

幹線交通を担う道路に近接する空間について、昼・夜間ともに環境基準を満たしています。また、要請限度についても、昼・夜間ともに基準を満たしています。

内 容	実施場所	実施時期	検査項目	分析結果	備 考
騒音調査	国道17号線沿 い生活環境係	年1回	自動車騒音	昼間 66dB 夜間 64dB	環境基準 昼間 70dB 夜間 65dB 要請限度 昼間 75dB 夜間 70dB
	※要請限度とは、自動車騒音又は道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると市町村長が認めるとき、道路管理者に対し自動車騒音・道路交通振動の防止のため、舗装、維持又は修繕の措置をとるべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法上の規定による措置を取るべきことを要請する際の基準をいいます。				

参考資料（過去 10 年間の状況）

内 容			平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
大 気	二酸化窒素 (ppm)		0.005	0.018	0.019	0.018	0.016
	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		0.5	0.5	0.9	0.8	0.7
河川水質調査	緑 川	pH	7.8	8.4	8.1	7.4	8.1
		BOD (mg/l)	1.3	0.6	1.5	1.5	0.9
		SS (mg/l)	16.0	2.5	9.0	6.5	4.5
		DO (mg/l)	10.1	12.4	13.7	9.7	11.0
	見沼代用水	pH	7.7	7.7	7.7	7.6	7.6
		BOD (mg/l)	1.7	1.0	1.9	2.3	1.7
		SS (mg/l)	10.5	7.0	10.0	10.5	5.5
		DO (mg/l)	7.1	11.0	8.9	8.1	8.6
ダイオキシン環境調査	西小学校 (pg - TEQ/ m^3)		0.015	0.035	0.026	0.022	0.012
	市民会館 (pg - TEQ/ m^3)		0.037	0.033	0.033	0.022	0.014
	東小学校 (pg - TEQ/ m^3)		0.047	0.043	0.025	0.022	0.014
騒 音	国道17号線	昼 間 (dB)	66	66	66	66	66
		夜 間 (dB)	65	65	64	64	64

内 容			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
大 気	二酸化窒素 (ppm)		0.016	0.017	0.015	0.014	0.012
	ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		0.6	0.2	0.4	0.4	0.3
河川水質調査	緑 川	pH	7.9	8.3	8.4	8.9	8.2
		BOD (mg/l)	1.7	0.5	1.1	1.4	0.9
		SS (mg/l)	7.0	4.0	1.5	5.0	4.5
		DO (mg/l)	13.5	14.0	13.5	15.0	11.3
	見沼代用水	pH	7.7	7.6	7.6	7.7	7.6
		BOD (mg/l)	2.7	1.3	2.0	3.9	1.9
		SS (mg/l)	10.0	17.0	5.0	19.0	7.5
		DO (mg/l)	7.4	9.7	8.7	8.3	8.6
ダイオキシン環境調査	西小学校 (pg - TEQ/ m^3)		0.012	0.013	0.010	0.007	0.013
	市民会館 (pg - TEQ/ m^3)		0.013	0.011	0.011	0.006	0.014
	東小学校 (pg - TEQ/ m^3)		0.019	0.014	0.011	0.006	0.015
騒 音	国道17号線	昼 間 (dB)	66	67	66	67	66
		夜 間 (dB)	64	65	64	65	64

② 光化学スモッグ

蕨市が属する埼玉県南中部地区の光化学スモッグ注意報等の発令件数は、下表のとおりです。

(単位：日)

県南中部	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
注 意 報	—	—	1	1	3	—	5
警 報	—	—	—	—	—	—	—

参考資料 (過去5年間の状況)

県南中部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
注 意 報	2	5	6	11	5
警 報	—	—	—	—	—

③ 公害苦情相談件数

蕨市の公害苦情件数の年度別推移は下表のとおりです。主な相談内容は建設工事、解体作業に伴う騒音や振動、飲食店音響機器による騒音となっています。

相談内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
大気汚染	—	—	—	—	—
水質汚濁	—	—	—	—	—
騒 音	4	6	18	8	9
振 動	—	1	—	1	7
悪 臭	—	—	—	1	3
土壌汚染	—	—	—	—	—
地盤沈下	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—
合 計	4	7	18	10	19

④ エコキャップ・花苗交換事業

発展途上国の子どもたちにワクチンを送る国際貢献活動「蕨市エコキャップ運動」の普及及びごみ減量化と資源化、公園を核にした花いっぱい運動を推進することを目的に、家庭で消費されたペットボトルのふた100個と花苗1鉢の交換を、公民館を巡回して行う事業です。交換する花苗は蕨戸田衛生センター組合リサイクルフラワーセンターで生産されたものを活用します。

令和2・3年度におきましては、花苗交換会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から実施を中止しました。令和6年度からは、プランターファーム in わらび事業の一環として、花苗に加え野菜苗も配布を実施しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業参加人数	0人	1,443人	1,607人	1,877人	1,429人
エコキャップ回収数	0個	630,502個	668,621個	660,602個	534,376個
花苗交換数	0鉢	5,931鉢	6,599鉢	6,965鉢	5,290鉢

⑤ 地球温暖化対策設備等設置費補助金制度

環境への負荷が少ないエネルギーの利用を推進するため、市民の皆さんが太陽光発電システムなどの地球温暖化対策設備等を設置する際に補助金の交付が受けられる制度です。

令和5年度より補助制度を拡充。

設備種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
(家庭用)					
太陽光発電システム	21件	21件	25件	26件	30件
家庭用燃料電池装置	18件	17件	31件	37件	34件
雨水貯留施設	3件	2件	0件	1件	0件
定置用リチウムイオン蓄電池	令和5年度より新たに補助対象とした設備		25件	18件	23件
家庭用エネルギー管理システム (HEMS)			8件	14件	12件
宅配ボックス	令和7年度より新たに補助対象とした設備				12件
電気自動車 (EV)			10件	8件	11件
据置型電気自動車等充給電設備 (V2H)			0件	2件	0件
生ごみ処理機	令和7年度より新たに補助対象とした設備				23件
生ごみ処理容器	令和7年度より新たに補助対象とした設備				2件
(事業所用)					
太陽光発電システム	令和5年度より新たに補助対象とした設備		3件	1件	2件
定置用リチウムイオン蓄電池			0件	1件	0件
宅配ボックス	令和7年度より新たに補助対象とした設備				5件
令和5年度より補助対象から外した設備					
太陽熱温水器 (自然循環型)	—	—	—		
太陽熱温水器 (強制循環型)	—	—	—		
ガスエンジン給湯器	—	—	—		
合 計	42件	40件	102件	108件	154件

⑥ 生ごみ堆肥と花苗の交換事業

家庭から出る生ごみの堆肥化を実践することにより、ごみの減量化とリサイクル意識を持ってもらい、堆肥により育成された花苗を育てることで、花のあるまちづくり運動を推進することを目的とした事業です。

参加者に専用生ごみバケツを貸し出し、家庭から出る生ごみに腐敗防止剤を加え、一定の段階まで堆肥化を行い、蕨戸田衛生センター組合リサイクルフラワーセンターへ持参し、生ごみの堆肥で育てられた花苗と交換します。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業参加世帯	50世帯	53世帯	55世帯	58世帯	54世帯
花苗交換数	4,022鉢	4,466鉢	4,659鉢	4,411鉢	4,368鉢

(4) 清掃総務

①一般廃棄物処理等の許可申請

廃棄物の処理及び清掃に関する条例により一般廃棄物処理業・浄化槽清掃の許可申請の受け付け及び許可証の交付を行っています。

蕨市許可業者数（令和6・7年度）

種 別	業 者 数
一般廃棄物処理業許可業者	17社
浄化槽清掃業許可業者	4社

②ふれあい収集

自らごみステーションへごみを出すことが著しく困難で、かつ、他の福祉サービスや身近な人による協力が得られない高齢者世帯及び障害者世帯を対象に戸別の訪問収集を実施することにより、身体的な負担を軽減し、在宅生活の向上を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
年度末現在利用登録数	—	—	29世帯	45世帯	47世帯

※令和5年10月1日より開始

(5) 美化推進

①さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動

市では、平成10年に「蕨市さわやか環境条例」を制定し、ごみのポイ捨て禁止など環境美化の意識向上のため、啓発を実施しています。

そして平成2年10月から環境美化意識向上の啓発強化として「さわやか環境の日・クリーンわらび市民運動」を実施しています。

令和3年度1回目におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、実施を中止しました。

参考資料（過去5年間の状況）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1回目	参加人数	中止	3,312人	2,911人	2,942人	3,039人
	可燃ごみ		5,310kg	4,740kg	5,000kg	4,930kg
	不燃ごみ		630kg	730kg	800kg	720kg
	計		5,940kg	5,470kg	5,800kg	5,650kg
2回目	参加人数	3,340人	3,290人	3,048人	2,989人	3,054人
	可燃ごみ	7,590kg	8,730kg	5,910kg	5,860kg	6,220kg
	不燃ごみ	840kg	830kg	640kg	890kg	770kg
	計	8,430kg	9,560kg	6,550kg	6,750kg	6,990kg
合 計	参加者数	3,340人	6,602人	5,959人	5,931人	6,093人
	可燃ごみ	7,590kg	14,040kg	10,650kg	10,860kg	11,150kg
	不燃ごみ	840kg	1,460kg	1,370kg	1,690kg	1,490kg
	計	8,430kg	15,550kg	12,020kg	12,550kg	12,640kg

(6) 塵芥収集

蕨市のごみの排出量は、生活様式や生活物質の豊かさを反映して、昭和60年から平成4年までは約1.3倍に増加しましたが、市民のごみ減量意識の高揚により、平成8年から横ばいとなり、平成14年を境に緩やかな減少傾向を示しています。

平成10年には、「ごみ処理基本計画」が策定され、戸田市との分別の統一化、資源リサイクル体制の充実のためのリサイクルセンターの開設、平成14年9月からは容器包装リサイクル法に沿った分別回収により、ごみに対する市民の考え方が大きく変わりつつあります。

現在、分別は、大きく分けて「もやすごみ」「もえないごみ」「資源物」「粗大ごみ」の4種類に分かれ、さらに14区分に分別し、回収しています。

(単位：t)

区分	内容		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
も や す ご み			11, 033	11, 508	11, 029	10, 434	10, 295
リサイクルフラワーセンター生ごみ搬入量			－	－	3	－	3
資源物	金属類	スチール缶	98	96	92	88	82
		アルミ缶	170	166	164	164	152
		その他の金属	6	5	5	6	6
	生きびん	生きびん	17	15	13	13	12
	その他のびん	無色びん	160	143	137	126	122
		茶 び ん	122	118	113	106	99
		その他のびん	194	193	170	168	165
	古紙類 (直接資源化)	新 聞	294	301	292	273	229
		雑 誌	399	374	351	298	305
		段ボール	885	858	868	856	851
		紙パック	3	3	2	2	3
	その他の紙類		334	321	328	291	253
	布類 (直接資源化)		231	205	213	195	189
	ペットボトル		351	348	354	370	381
	プラスチック製容器包装		273	281	280	308	275
	消火器・バッテリー		7	6	6	5	7
	蛍光管等		3	3	2	2	3
	乾電池		14	13	14	14	14
	エコキャップ引渡 (直接資源化)		－	－	3	3	3
	資 源 物 計		3,561	3,449	3,407	3,288	3,151
もえないごみ(リサイクルプラザ残渣含む)			1, 114	1, 062	995	1, 020	968
粗大ごみ			623	618	596	602	533
U字溝汚泥			5	5	2	0	0
小 計			16,336	16,642	16,032	15,344	14,950
事業系可燃物			4, 079	3, 988	3, 879	4, 167	4, 353
総 排 出 量			20,415	20,630	19,911	19,511	19,303

区分	内容	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
人口	各 年 度 末	75,313 人	75,195 人	75,907 人	76,357 人	76,789 人
＊1人当たりの排出量		271kg	274kg	262kg	256kg	251kg
＊1日1人当たりの排出量		743g	752g	719g	700g	689g
＊事業系可燃物を除いた1人当たりの排出量		217kg	221kg	211kg	201kg	195kg
＊事業系可燃物を除いた1日1人当たりの排出量		594g	606g	579g	551g	533g
＊資源回収率 (資源物／総排出量) ※事業系可燃物を除く		21.8%	20.7%	21.3%	21.4%	21.1%

(7) し尿

下水道の普及で水洗トイレが増加し、浄化槽、汲み取り式トイレが減少しています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画人口	75,313人	75,195人	75,907人	76,357人	77,515人
汲取人口	156人	156人	141人	123人	120人
汲取世帯数	92世帯	92世帯	85世帯	73世帯	73世帯
浄化槽人口	2,731人	2,545人	2,495人	2,454人	2,345人
水洗化人口	72,426人	72,499人	73,271人	73,780人	75,050人

(8) その他

①環境相談エコ100番

環境に関する相談、要望等市民の皆さんからの問い合わせ窓口として平成13年10月より実施している生活環境係独自の相談窓口です。

対象となる相談は、生活環境（廃棄物、公害、畜犬）・自然環境・快適環境・地球環境・環境教育・その他環境保全に関わる事項です。

主な相談内容

相談内容		詳細
生活環境	廃棄物	ごみの分別について 集積所について
	公害	野焼き、臭いなどの苦情及び情報（前述の公害苦情相談を除く）
	畜犬	糞公害、予防注射の実施時期などの問い合わせ
自然環境		カラス被害、やぶ蚊等害虫対策（前述のスズメバチ・アライグマ相談を除く）
快適環境		雑草、空き地、空き家等の情報、路上喫煙対策
地球環境		学校の宿題での地球環境の内容についての問い合わせ
環境教育		町会での環境問題「ごみ問題」 学校の事業での参考資料の提供

②蕨市飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助制度

埼玉県から本市へ交付される補助金を財源として、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の促進を図るため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をされる方に補助金を交付します。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
頭数	24頭	5頭	9頭	5頭	6頭
補助金額	120,000円	24,000円	46,000円	20,400円	28,400円

蕨市環境基本計画について

蕨市では「蕨市環境基本条例」に基づき、平成15年3月に第1次蕨市環境基本計画を策定しました。平成15年度より10年間の計画期間である第1次計画が平成24年度末をもって終了し、平成25年3月に第2次蕨市環境基本計画を策定しました。平成25年度より10年間の計画期間である第2次計画が令和4年度末をもって終了となることに伴い、令和5年3月に第3次蕨市環境基本計画を策定しました。

(1) 計画の目的

蕨市環境基本条例は、蕨市民憲章にある「みんなで力をあわせ、住みよい、美しいまちをつくること」を目指しており、本計画では、多様化・複雑化する環境問題に対応し、持続可能な社会を実現するため、地域の実情に適した施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

環境基本計画は「蕨市環境基本条例」第9条に基づき策定されるものであり、『「コンパクトシティ蕨」将来ビジョン』の環境関連の部門別計画として位置づけ、各種施策を推進します。

(3) 計画期間

計画期間は2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間とします。

(4) 望ましい環境像

世界的に喫緊の課題となっている地球温暖化問題は、私たち一人ひとりの課題であると認識し、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの普及を推進することが求められます。一方、生活環境など身近な課題に対応することも大切です。

本市の豊かなコミュニティを最大限に活用し、コンパクトながらも県内においても、国内においても先進的なエコシティを目指した環境像を掲げます。

**みんなで未来へつなぐ
快適で持続可能なまち わらび
～日本一のエコシティわらびへ～**

（５）施策の体系

蕨市の望ましい環境像の実現に向けた、５つの基本目標と１３の取組方針、３３の環境施策の体系は次のとおりです。

基本目標１（脱炭素）

みんなで実現する 脱炭素のまち

取組方針１ 省・創・蓄エネルギー情報の充実

- １ 情報提供の充実
- ２ 情報共有体制の強化

取組方針２ 省エネルギーの推進

- ３ 省エネ行動の促進
- ４ 省エネ設備・高効率設備導入の促進

取組方針３ 再生可能エネルギーの利活用

- ５ 再エネ導入の促進
- ６ 再エネの電力購入の拡充
- ７ 蓄エネ機器の導入促進

取組方針４ 脱炭素社会に向けたまちづくりの推進

- ８ 交通インフラの整備
- ９ ＺＥＶへの転換とエコドライブの推進
- １０ スマートコミュニティの検討
- １１ 広域連携によるカーボンオフセットの検討

取組方針５ 気候変動に対する適応策の推進

- １２ 災害に強いまちづくり
- １３ 健康被害対策の推進

基本目標２（資源循環）

みんなでつくる 資源循環のまち

取組方針６ ごみ減量化の推進（リデュース）

- １４ ごみ減量化の更なる推進
- １５ 環境負荷の少ない生活スタイルの普及

取組方針７ 廃棄物の再使用と資源循環の推進（リユース・リサイクル）

- １６ ごみ分別徹底の促進
- １７ 商品・製品再使用の推進
- １８ 蕨戸田衛生センター組合との連携強化

基本目標 3（安心・快適）

みんなで守る 安心して暮らせる快適なまち

取組方針 8 清潔で美しいまちづくりの推進

19 美化意識の浸透と美化活動の促進

20 不法投棄対策の推進

取組方針 9 暮らしやすい安心なまちづくりの推進

21 災害に強い社会基盤の整備

22 身近な環境問題への対応

23 環境汚染対策の推進

基本目標 4（緑・共生）

みんなで育む 人と緑が共生できるまち

取組方針 10 身近な緑と生き物の保全

24 公共用地の緑の保全と適切な維持管理の推進

25 民有地の緑の保全と適切な管理の促進

26 社寺林・樹林の地域生態系に配慮した管理

取組方針 11 歴史的資源の活用

27 歴史的資源を活かした景観づくり

28 歴史・文化資源の活用

基本目標 5（協働）

みんなで進める エコ・コミュニティのまち

取組方針 12 環境教育・環境学習の充実

29 環境情報共有体制の構築

30 環境情報発信方法の拡充

31 環境教育・学習内容・イベントの充実

取組方針 13 パートナーシップの推進

32 国・県・近隣自治体との広域連携の強化

33 各主体連携体制構築の推進

(1) 蕨戸田衛生センターについて

① 蕨戸田衛生センターの概要

日常生活から排出されるごみを適正に処理することは、生活で快適な市民生活を営むうえで、一日たりとも営む上でなくてはならないことでもあります。

また、限りある資源を大切に、環境保護を目指した循環型社会の構築が、日本のみならず国際社会においても急務となっており、このような中で蕨市・戸田市の環境行政の拠点施設として昭和34年に設立して以来、今日に至るまで順次必要な施設整備を推進してまいりました。

次の世代に良好な環境を引き継ぐためには、「ごみの減量化」と「リサイクルの促進」は現在を担う人々にとって必要不可欠な事であると思われます。

衛生センターは、ダイオキシン削減対策、焼却量の減量化、リサイクルの促進、環境保護の体制づくり、リサイクルの啓発を方針に実施しています。

② 施設の概要

(ア) ごみ処理施設



工事竣工	平成4年3月31日
処理能力	ごみ焼却施設 270 トン/日 (90 トン/日×3 基)
	粗大ごみ処理施設 30 トン/日
事業費	ごみ焼却施設 69 億 8,958 万円
	粗大ごみ処理施設 4 億 4,084 万円
	合計 74 億 3,042 万円

【1】建 物

1. 建築面積 3,796m²
2. 延床面積 9,748m²
3. 階 数 地下1階、地上4階建
4. 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造り+鉄骨ALC造り

【2】施設概要

1. ごみ焼却施設

(1) 受入供給設備

- ア. ごみ計量機 30 トン×2 基
イ. ごみピット 810 トン (処理能力の3日分)

(2) 燃焼及びガス冷却設備

- ア. 焼却炉 全連続燃焼式流動床炉 90 トン/日×3 基
イ. 廃熱ボイラー 2 胴自然循環式 蒸気量 9.5 トン/HR×3 基

(3) 排ガス処理設備

- ア. 脱硝設備 尿素水炉内噴霧式×3 基
イ. 集じん及びダイオキシン除去設備 排ガス冷却器+バグフィルター+活性炭吹込装置×3 式
ウ. 湿式有害ガス除去設備 2 塔式薬液洗浄塔+ベンチュリー式湿式電気集じん器×3 式

(4) 給水設備

工業用水利用×1 式

(5) 排水処理設備

ア. 一般工場排水	スクリーンろ過式+下水道放流×1 式
イ. 洗煙排水	アルカリ凝集沈澱式×1 式
	4 塔ろ過式×1 式
(6) 余熱利用設備	
ア. 蒸気タービン発電機	復水式（発電能力 1,950kw）×1 基
イ. 場内冷暖房設備	低圧蒸気溜式（蒸気利用）×1 式
ウ. 場内給湯設備	貯湯槽式×1 式
(7) 通風設備	
ア. 各送風機類	ターボファン型×3 式
イ. 煙 突	内筒（鋼製 59mH）×3 筒
	外筒（RC 製 57mH）×1 筒
(8) 灰処理設備	
ア. 灰固化装置	セメント利用押込成形式（ばいじん用）×1 基
イ. 薬液噴霧装置	ポリ硫酸鉄バンカー噴霧式（不燃物残渣用）×1 基
ウ. 各バンカー設備	搬出車直下積式×3 基
(9) その他設備	
ア. 休炉時脱臭装置	活性炭吸着式×1 基

2. 粗大ごみ処理施設

(1) 破碎機	高速堅型回転式、25 トン/5HR×1 基
(2) 剪断機	ギロチン式、5 トン/5HR×1 基
(3) 磁選機	回転ドラム式×1 基
(4) 集じん設備	サイクロン+バグフィルター×1 式
(5) 脱臭装置	活性炭フィルター式×1 基

（イ）リサイクルプラザ



工事竣工	平成 14 年 3 月 20 日
処理能力	60 トン/日
事業費	15 億 2,250 万円

【1】建物

1. 建築面積 2,457 m²
2. 延床面積 5,190 m²
3. 階 数 地下1階、地上3階建
4. 構 造 鉄骨ALC造り

【2】施設概要

1 リサイクル設備

- (1) 金属缶ライン（5.8 トン/日）
 - ア. スチール缶及びアルミ缶
 - 自動選別+機械圧縮
 - （スプレー缶は手選別+機械ガス抜き）
 - イ. 金属製品
 - 仕分け
- (2) ペットボトルライン（1.5 トン/日）
 - 自動選別+機械圧縮梱包

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (3) 紙類ライン (28 トン/日) | 手選別+機械圧縮梱包 |
| (4) プラスチックライン (14 トン/日) | |
| ア. 容器包装プラスチック等 | 手選別+機械圧縮梱包 |
| イ. リサイクルできないプラスチック | 手選別+機械圧縮梱包 |
| (5) びんライン (8.7 トン/日) | |
| ア. 無色・茶色・その他 | 自動選別 |
| イ. 生びん | 手選別 |
| (6) 粗大ゴミ再生 (2 トン/日) | 再生工房+展示ホール→市民へ |

2. 公害防止及び作業環境保全設備

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 集じん設備 | バグフィルター |
| (2) 脱臭設備 | 活性炭吸着塔+排気対策ダクト (焼却施設へ接続) |
| (3) 防音、防振設備 | 各機器設備+総合レイアウト対策 |
| (4) 作業環境保全設備 | 作業員用スポットエアコン |

3. 啓発設備

- (1) 再生品展示ホール
- (2) 多目的スペース (各種工房、展示、学習室等への多目的利用可能スペース)
- (3) 見学者ホール・通路

(ウ) し尿処理施設



工事竣工 平成元年 12 月 20 日
 処理能力 40 キロリットル/日
 処理方法 前脱水処理方式 (下水道放流)
 事業費 5 億 9,200 万円

【1】建物

1. 建築面積 374 m²
2. 延床面積 845 m²
3. 階 数 地下1階、地上2階建
4. 構 造 鉄筋コンクリート造り

【2】施設概要

1. し尿処理施設

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| (1) 受入貯留設備 | |
| ア. 受入槽 | RC 造り 40m ³ ×1 槽 |
| イ. 貯留槽 | RC 造り 40m ³ ×1 槽 |
| ウ. 前処理装置 | ドラムスクリーン式 18m ³ /HR×2 基 |
| エ. 破碎ポンプ | 堅型 18m ³ /HR×4 台 |
| (2) 前脱水処理設備 | |
| ア. 沈殿槽 | RC 造り 13.3m ³ ×1 基 |
| イ. 貯留槽 | RC 造り 40m ³ ×1 基 |
| ウ. 脱水装置 | 汚泥脱水機 5.0m ³ /HR×2 基 |
| エ. 脱水汚泥コンベヤ | スネーク式×1 式
片持スクリー式 (焼却施設へ接続) ×1 式 |

(3) 脱臭設備

2 塔薬液洗浄式＋活性炭吸着×1 式（臭気処理能力 160m³/min）

(4) 下水道接続設備

ア. 全施設集合排水放流槽

RC 造り×1 式

イ. 希釈装置

工業用水利用×1 式

ウ. 流量計

電磁式×1 式

エ. SS 濃度計

光電透過式×1 式

(エ) リサイクルフラワーセンター



【1】施設概要

建物（延床面積）

管理棟	1 棟	平屋鉄骨造り（木質風）	2 7 0 . 7 6 m ²
温室 1	1 棟	山形 1 連棟温室（内部全面保温カーテン付）	2 1 7 . 8 3 m ²
温室 2	1 棟	山形 1 連棟温室（内部全面保温カーテン付）	2 1 7 . 8 3 m ²
温室 3	1 棟	山形 1 連棟温室（内部全面保温カーテン付）	2 1 7 . 8 3 m ²
堆肥化棟	1 棟	平屋鉄骨造り	3 5 . 6 7 m ²
倉庫	1 棟	平屋鉄骨造り	5 0 . 0 0 m ²
トイレ棟	1 棟	平屋鉄骨造り	5 . 7 9 m ²
土混ぜ作業場（屋根付）			6 1 . 6 3 m ²
物置	3 棟		各 9 . 2 7 m ²
計			1, 1 0 5 . 1 5 m ²
敷地面積			8, 7 4 6 . 3 4 m ²

【2】完成年月日 平成 21 年 11 月 13 日

運営開始 平成 22 年 2 月 1 日

【3】花苗生産鉢数 約 1 1 0, 0 0 0 鉢／年

生ごみ処理量 40Kg／時間 320Kg／日（8 時間／日）（方式：直接投入式自動連続運転型生ごみ乾燥装置）

③ ごみ処理の流れ

区 分	持ち出し方	ご み 処 理 の 流 れ
も や す ご み	白色半透明袋	家庭 → クリーンステーション（ごみ集積所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（焼却） → 焼却灰 → 最終処分場 埋立処分 *山形県米沢市 資源化 *埼玉県寄居町 *群馬県草津町 *栃木県日光市
金 属 類	青色のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（リサイクルプラザ） → 選別 → *スチール缶・スプレー缶 → 圧 縮 → 再生業者へ *アルミ缶 → 圧 縮 → 再生業者へ *金属類 { *鉄製品 → 再生業者へ *非鉄金属 → 再生業者へ
生きびん	黄色のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（リサイクルプラザ） → 選別 → 業者へ ○集めた資源は 洗浄後再使用
その他の び ん	だいたい色 のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（リサイクルプラザ） → 三色自動選別 → 指定法人へ ○集めた資源は ガラス原料に
古 紙 類	種類別に ヒモで結ぶ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 再生業者へ ○集めた資源は 新聞紙（チラシ共） → 新聞紙などに 雑 誌 → 紙箱などに 紙パック → トイレットペーパー、ティッ シュペーパーなどに 段ボール → 段ボールなどに
その他の 紙 類	ヒモで結ぶか 紙袋又は無色 透明袋	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（リサイクルプラザ） → 圧縮梱包 → 再生業者へ ○集めた資源は 段ボールなどに
布 類	無色透明袋	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 再生業者へ ○集めた資源は ウェス、中古衣類などに
ペ ッ ト ボ ト ル	青色のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（リサイクルプラザ） → 圧縮梱包 → 指定法人へ ○集めた資源は 衣類、植木鉢などに
プラスチ ック製容 器包装	無色透明袋	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蔵戸田衛生センター（リサイクルプラザ） → 選別 *容器包装プラスチック（プラスチック製容器包装マークの付い ているもの） → 圧縮梱包 → 指定法人や再生業者へ *リサイクルできないプラスチック類 → 破碎 → 焼却 → 焼却灰 → 最終処分場 *硬質プラスチック → 再生業者へ
		○集めた資源は 固形燃料（RPF）に

区 分	持ち出し方	ご み 処 理 の 流 れ
消火器・ バッテリー	だいたい色 のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蕨戸田衛生センター → 再生業者へ ○集めた消火器は 再生可能な消火器粉末剤、容器（金属類）、金具、ゴムなどを再資源化へ ○集めたバッテリーは 廃液を取り除いた容器（金属やプラスチック）、鉛などを再資源化へ
蛍光灯等	ケース又は無 色透明袋に入 れ、だいたい 色のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蕨戸田衛生センター → *蛍光管 → 破碎 → ドラム缶封入 → 廃乾電池等処理共同企業体 *水銀使用の体温計・血圧計 → ドラム缶封入 → 廃乾電池等処理共同企業体 ○集めた資源は アルミ、ガラス、水銀などを再資源化へ
乾電池 （コイン 型電池含 む）	赤色のカゴ	家庭 → 市内の回収場所（公共施設など） → 回収業者 → 蕨戸田衛生センター → ドラム缶封入 → 再生業者へ ○集めた資源は 建築資材（鉄筋棒等）に
ボ タ ン 電 池	公共施設等で 職員に手渡し	家庭 → 市内の回収場所（公共施設など） → 回収業者 → 蕨戸田衛生センター → ドラム缶封入 → 再生業者へ ○集めた資源は 建築資材（鉄筋棒等）に
も え な い ご ゐ	黄色のカゴ	家庭 → リサイクルステーション（資源回収所） → 回収業者 → 蕨戸田衛生センター → 選別 → *小型家電製品 → 認定事業者へ *小型家電製品以外のもの → 破碎 → 磁選機 → 焼却 → 焼却灰 → 最終処分場 ○磁選機で得た鉄くず、焼却炉で出た焼却鉄は 再資源化へ
粗大ごみ （有料）	一辺がおおむ ね40cmを 超えるもの 申し込み制	家庭 → 回収業者 → 蕨戸田衛生センター → 選別 → *小型家電製品 → 認定事業者へ *硬質プラスチック → 再生業者へ *再生可能な家具 → 再生工房 → 再生展示室 → 市民へ *上記以外の粗大ごみ → 破碎 → 磁選機 → 焼却 → 焼却灰 → 最終処分場 ○磁選機で得た鉄くず、焼却炉で出た焼却鉄は 再資源化へ

(2) 生活環境の法律・条例等

① 市関係

年 度	内 容
昭和45年4月	空き地の環境保全に関する条例（平成10年7月廃止）
平成6年9月	蕨市総合振興計画策定 市民と行政が、ともに汗をながしながら「協働」し、市民が誰でも誇りに思える住みよいまち、魅力ある地域社会を築いていくための総合振興計画
平成7年3月	蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和2年3月改正） 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。 蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則 蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の施行について必要な事項を定めることを目的とする。
平成8年9月	蕨市人と環境にやさしいまちづくり指針策定 総合振興計画を環境面から支援するもので、快適な都市生活と環境負荷の軽減とが調和した「人と環境が共存する都市 わらび」の創造をめざして、循環型の都市整備、水と緑の自然環境、快適な生活環境の実現を図る。
平成10年3月	ごみ処理基本計画策定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、市町村に策定が義務づけられている一般廃棄物処理計画の一環として策定。 ※平成25年3月に第2次ごみ処理基本計画を策定
平成10年6月	蕨市さわやか環境条例 快適な生活環境の形成について、市民、事業者及び市の果たすべき責務を明らかにするとともに、ごみの散乱の防止、空き地及び空き家の適正な管理その他の必要な事項を定めることにより、これらの者が一体となって地域の環境美化を推進し、もって清潔でさわやかな生活環境を確保することを目的とする。 蕨市さわやか環境条例施行規則 蕨市さわやか環境条例の施行について必要な事項を定める。
平成13年4月	蕨市環境基本条例 環境の保全及び創造に関し、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活に寄与することを目的とする。
平成15年3月	蕨市環境基本計画策定 蕨市環境基本条例に基づいて策定。施策的には「蕨市総合振興計画」の関連の部門別基本計画として、総合振興計画の実現を環境面から推進するものである。 ※平成25年3月に第2次蕨市環境基本計画を策定
平成19年6月	蕨市路上喫煙の防止等に関する条例 路上喫煙の防止について、市、事業者及び市民等の責務の明示その他の必要な事項を定めることにより、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって安全で快適な歩行空間及び清潔な地域環境を確保することを目的とする。 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例施行規則 蕨市路上喫煙の防止等に関する条例の施行について必要な事項を定める。

② 国関係

年 度	内 容
大正7年4月	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成26年5月改正） 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保（生態系の保護を含む。以下同じ。）、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的とする。
昭和43年6月	騒音規制法（平成26年6月改正） 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保全に資することを目的とする。
昭和43年6月	大気汚染防止法（平成29年6月改正） 工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙並びに粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定めること等により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに大気汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。
昭和45年12月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正） 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
昭和45年12月	水質汚濁防止法（平成29年6月改正） 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図る目的とする。
昭和46年6月	悪臭防止法（平成23年12月改正） 工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
昭和51年6月	振動規制法（平成26年6月改正） 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。

年 度	内 容
平成4年6月	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成23年8月改正） 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染の状況にかんがみ、その汚染の防止に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の果たすべき責務を明らかにするとともに、その汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、当該地域内に使用の本拠の位置を有する一定の自動車につき窒素酸化物排出基準を定め、並びに事業活動に係る自動車の使用に関する窒素酸化物の排出の抑制のための所要の措置を講ずること等により、大気汚染防止法による措置等と相まって、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染に係る環境基準の確保を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。
平成5年11月	環境基本法（平成24年6月改正） 環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
平成7年6月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成23年8月改正） 容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
平成10年6月	特定家庭用機器再商品化法（平成29年6月改正） 特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
平成10年10月	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成30年6月改正） 地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、すべての者が自立的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることにかんがみ、地球温暖化対策に関し、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を達成するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
平成11年7月	ダイオキシン類対策特別措置法（平成26年6月改正） ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。

年 度	内 容
平成12年6月	循環型社会形成推進基本法 環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
平成14年5月	土壌汚染対策法（平成29年6月改正） 土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。
平成25年4月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

7 生活環境関係の啓発資料

- (1) 第3次蕨市環境基本計画 (令和5年3月策定)
- (2) 一般廃棄物処理基本計画 (令和7年3月策定)
- (3) 蕨市環境状況報告書 (毎年6月作成)
- (4) ごみと資源の出し方マニュアル (平成14年9月作成、平成18年改訂、平成22年改訂、平成26年改訂、令和5年改訂)
- (5) ごみの分け方・持ち出し方ポスター
- (6) ごみの分け方・持ち出し方ポスター外国語版
- (7) 学校副読本「ごみとくらし」